

## 第54回岡山地方裁判所委員会

- 1 開催期日  
令和7年12月25日（木）午前10時
- 2 開催場所  
裁判所大会議室
- 3 出席者  
別紙第1のとおり
- 4 議事等
  - (1) 今回のテーマに関する意見交換  
別紙第2のとおり（資料の添付は省略）
  - (2) 次回のテーマに関する意見交換  
別紙第3のとおり
  - (3) 次回期日  
令和8年6月19日（金）午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	岩	崎	香	子
同	上	野	修	嗣
同	大	泉	陽	輔
同	勝	部	教	道
同	小	山	恵	子
同	佐	藤	義	亨
同	鈴	木	義	治
同	龍	田	裕	典
同	谷		征	純
同	頓	宮	尚	公
同	深	野	友	裕
同	森	實	有	紀
同	森	島		聡

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から「裁判所における防災対策」について御説明させていただきます。

(裁判所からの説明)

事務担当者

資料に基づき説明

事務担当者

次に、裁判所の備蓄品等につき、見学を実施させていただきます。

(裁判所の備蓄品見学等)

事務担当者

備蓄品等に関する説明

委員長

先ほどの裁判所の説明及び備蓄品の見学等を踏まえて、何か委員の方々の御意見、御質問はありますでしょうか。

では、まず私から一つ質問をさせていただきます。先ほどの説明の中であったかもしれませんが、職員が安否報告を入れる際の想定震度や災害のレベルに関する基準があれば、もう少し詳しく教えていただければと思います。

事務担当者

基本的には、地震の場合は震度 6 弱以上となっております。

水害等については、細かい規程はまだないのですが、警戒情報が出れば、それに合わせて安否報告を入れることになると思われま

委員長

阪神淡路大震災の際、岡山は震度 4 でしたが、かなり揺れて建物にも被害が出ておりました。裁判所の安否報告の基準が震度 6 弱という話をお聞きして、「そこまで揺れないと基準に当てはまらないのか」と思い、改めて質問させていただきました。

ほかに御質問はございますでしょうか。

A 委員

本日、本当にいろいろと見学をさせていただいたんですが、裁判所には支部がたくさんあると思います。基本の備蓄や非常用発電等、どこの支部でも大体統一されているのか、場所によっては対応がなかなかしづらい支部もあるのか気になりました。

事務担当者

基本的には支部や独立簡易裁判所等におきましても、職員及び来庁者が 3 日間過ごせる程度に備蓄は用意しております。ただ、支部等によって職員規模は違いますので、量は異なるという形になります。

委員長

ほかに御質問はよろしいでしょうか。

それでは、先ほどの説明及び見学に関する質問等については、これで終了させていただきます。

ここからは、皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。

一番目としては、「災害発生前後の情報流通、人的・物的対応」について、各委員の皆さんが所属をされている組織等における防災対策の概要を紹介していただいたり、裁判所との相違等をお話いただければと思います。

二番目としては、「平時に検討・準備しておくこと」ということで、これについては、一番目について御意見を伺った後、さらに深めていきたい思っておりますので、よろしくをお願いします。

まず、災害発生前後の情報流通と、それから人的・物的対応について、いわゆる社会インフラ、エッセンシャルワークという意味で、大きな組織を持たれているところからお話を伺えればと思います。B委員、お願いします。

## B委員

我々はインフラ事業ですので、もちろんBCPとかは策定しています。ただ、若干、一般的な企業よりは過剰な防災対策といえますか、一般の方からすると「そこまでやってるの」と思われるようなところがあるかもしれません。

一番目に関し、弊社では、普段から有事のための組織表を作成しており、地震等の災害時に、自分がどの隊に所属して何をするのが分かる役割表をそれぞれに付与しています。もちろん、災害が起こったときには、実際に何人集まれるかという問題はあるかもしれませんが、自分はどのような立場なのかを記載しているものです。

また、小さくて見えにくいかもしれませんが、各人にこのようなカードを配布しています（カードを委員に見えるように示す）。これは私のカードですが、例えば地震についていえば、私は震度4以上だったら会社に行く必要があると記載されています。非常災害時に、例えば態勢が第一次態勢だったらどうするとか、そういう災害時の行動について全部書いた携帯できるカードです。異動があった場合等には全部更新をして、毎回配っています。

また、震度4の地震が起こったら、一斉メールが配信されるようになっています。

職員は、社外にいても、そのメールを見て、すぐに自分のすべき行動が分かるようになっていきます。

安否確認に関しましては、メーリングリストを作成しており、職員側から連絡をもらうのではなく、会社側から一斉に安否確認メールを送ります。職員はそれに対して返信する形で安否確認を回答しています。また、返信は自動集計されます。返信が来ない職員については、誰の返信が来ていないか、今の状況はどうなっているか、ということが分かる一覧を作るようにし、管理しています。

先ほども言いましたように若干過剰かもしれませんが、我々はインフラ事業なので、早急な復旧のためにどれだけの人間が動けるのかをすぐ把握しなければならず、このような態勢を取っています。

本部と支部との連携については、あまり拠点は多くないですが、備えはあります。本社内に防災専用の部屋がありまして、そこにはかなり大きい情報収集用のモニターが複数台整備されています。そのモニターは、この部屋にあるスクリーンより大きいサイズで、8分割になっており、外側からの情報や状況を映し出したり、テレビも各局全部映せるようなものです。

有事には、その部屋から本部支店間でのZ o o m会議もすぐできるような態勢を整えています。

それから、情報発信についても、有事に使用するホームページは、普段から用意しており、何か起こったらすぐ切り替えられるようにしています。

あとはSNSですね、災害時の情報発信という意味では、一番効果があるのは拡散性が強いXです。使っている世代が違うので、F a c e b o o kやインスタグラム等もアカウントを持っています。普段は営業等の情報を流していますが、災害時にはそれらを利用して、情報を拡散することになります。

昔ながらの、上にスピーカーの付いた車で走るようなことも、もちろんできるんですが、現代ではそこまでの効果はないのではないかと思います、そういった態勢を取っています。

委員長

スピーカーが付いている車は、まだ結構あるんですか。

B委員

ほとんどなくなりました。2台ぐらいだけ残ってます。

委員長

続いて、A委員さん、お願いします。

A委員

安否確認で言いますと、震度6弱以上、一定規模以上の地震が起きた場合は、全従業員に自動でメールが配信され、安否を確認することになっています。

質問が3項目あり、安否状況については「無事、軽傷、重傷」、居場所は「自宅、会社、その他」、出社の可否は「可能、不可能、出社している」等の選択肢があり、従業員は回答を自分で選び、入力して返します。そして、それをもとに従業員の何%から回答が返ってきているか等を確認することになっています。

管理職以上については、ちょっとアナログですが、「電話連絡ルート」という表を普段から全員が紙で印刷して持っているので、それで電話を回しているというのが、安否確認の状況です。

それと、これは業界的な話で恐縮ですが、業務の継続について言うと、弊社は新聞発行というのが一番の基幹となります。大規模地震等に関しては、印刷ができない、データが印刷所に送れない等、いろんな状況を想定して対策しています。特徴的なもので言えば、例えば中国・四国地方の同業他社と緊急時援助協定というものを選んでおります。この協定は、新聞製作の工程のどこに穴が空いて欠けているかを見極め、その部分につき隣県の新聞社にお願いする等ということ、随時そ

の場で緊急判断して対応する協定です。実際に、その協定によって大規模に印刷をしてもらったというのは、当社ではないですが、他の新聞社では過去に事例があったと聞いています。

もう一つ言うと、最近は紙ではなくて電子版の新聞も出しているのですが、外部のサーバーを依頼している関係で、リスクの分散ができます。例えば東日本と西日本でサーバーを分けて、2つ確保する等です。そこが麻痺しない限りは、電子版はWeb上では共有し続けられますし、情報発信できます。紙が届けられなくなっても、同じ内容の電子版を例外的に無料で公開する等の手順は、定めております。

情報や記事の更新等は、普段は社内のネットワークで送っているんですが、そこが止まった場合でも、インターネット環境さえ生きていれば、記者が自宅からWeb上の操作で直接上げることができるようなシステムは作っていると聞いています。

委員長

それではC委員さん、お願いします。

C委員

職員数は50人弱ぐらいで、建物については自社所有の8階建てのビルがあり、事務局機能は3階に集約しております。また、当ビル内には、我々だけではなく大小様々なテナントが多数入っておりますし、1階と3階には貸会議室が8部屋程度ございます。

地震等が起こった場合につきましては、震度5以上の地震がありましたら、災害対策本部が立てられます。また、職員に対しては、まずは安否確認ということで、若干アナログですが電話連絡で確認しております。50人程度ですので、各部局の長が電話で確認するという形です。

ただ、時代もございますので、来年にはシステムを導入していこうとしているところではあります。

当社の場合は、事務所の職員の安全確保もそうですけれども、事務局にいられてるお客様、貸会議室を使われているお客様、そしてテナントの方々の安全確保ということが重要です。地震等が起こった場合には、職員は、まず第一に自身の安全性を確保してもらい、そして、事務局のお客様の安全確保、貸会議室の安全確保、そしてテナントへの安全確保に努めることとなります。役割としては避難誘導班、それから大事なものを運び出すような搬出班、警備班など自衛の組織で対応します。

職員の安否確認関係は以上となります。

それから、本店と支部の連携についてですが、西大寺にある支所との連携については電話で行っています。また、県内にある12の商工会議所をまとめる役割もございます。各商工会議所からの情報を受け取って取りまとめ、初動の緊急対応が終わりましたら、管内の事業者の被災状況を確認し、その状況を取りまとめ、県内商工会議所が連携して被災事業者の支援に取り組むという機能があります。

## 委員長

次に教育関係ということで、D委員さんのほうから御紹介いただければと思います。

## D委員

私の職場ではオンラインシステムで安否確認をすることになっております。また、日頃の取り組みとして、避難訓練の実施やウェブページ上への防災関連情報の掲載等をしております。これによって、災害時に自身がどのように動けばいいのかということは、平時からそれぞれの職員が把握しております。

他方、備蓄品や非常用発電といった防災担当部門が管理する設備や災害時の防災事務担当者の動きなどは担当外の職員は必ずしも詳細を把握されていないように思います。しかし、これらは、当然防災担当部門以外の職員も、知っておくに越したことはない事項です。そこでお尋ねしたいのですが、皆様が所属されている機関で

は、個々の職員に、これらの情報をどのように共有しておられるのでしょうか。

もう一つお尋ねしたいのは、裁判所における災害時の資料の保全についてです。前回の委員会で、裁判資料の正本は今も紙媒体で保存されているというお話を伺いましたし、そのほかにも裁判所は様々な貴重資料を所蔵していることと思います。火災や浸水・漏水が発生した場合は、そのままにしておく紙の資料は駄目になります。人命が第一であることは当然ですが、非常時とはいえ、資料への被害にも対応する必要があると思います。この点について何か準備されていることがあればお聞きしたいです。

#### 委員長

防災担当以外の職員との情報共有の在り方について、ほかの事例はないかという御質問でしたが、学校では、例えば防災マニュアルの中で記載することで情報を共有しています。普段から熟読しておくというのはなかなか難しいですが、いざというときにマニュアルを開くですとか、避難訓練等のときに確認するというような形で、共有しています。

もう一つの御質問は、資料の保存等についてですが、この点はいかがでしょう。

#### 事務担当者

裁判所の記録等は、基本的には上層階で保存しております。低層階で保存する場合には、例えば一番下の棚については配架しないような取扱いにしております。

実際に、管内で高潮被害があったことがございまして、そのときの結果を踏まえて、いわゆる防潮板を設置したりとか、一番下の書架にはものを置かないという対応をしているところであります。

#### D委員

水は下から来るだけではなく、給排水管の損傷等によって上から漏れてくる可能

性もあるかと思いますが、そのことについてはどのような対策をされているのでしょうか。

事務担当者

その点につきましては、申し訳ございませんがまだ検討が尽くされていない状況です。

委員長

続いて、E委員、いかがでしょうか。

E委員

うちがどこまで防災対策できているのかと言うと、今日見させていただいて、反省するところもたくさんあったかなと思っています。

1つ目の情報収集や安否確認については、我々は、回答が手元に届くメールやLINE等の手段と、ホームページやGoogleフォームのように我々が保存するのではなくて、無事に動いているだろう場所に回答を書き込む手段という2つの方法での安否確認を準備しております。

しかし、この点につきましては、電気や通信が使えるということを前提にした考え方しかできていなかったなと思っています。

裁判所のように3日間、電気を確保するというようなことはできておりませんが、もし電気等が使えなかったときに、我々の情報収集や安否確認方法がきちんと機能するのかというと、ちょっと難しいなと感じました。

また、大規模な地震で携帯電話会社等の基地局がやられるということがあったときには、通信も届かず、情報がこちらにも被災者側にも入ってこないという状況が考えられますので、そのような状況で果たしてどうすべきなのかと考えさせられました。

2つ目の本庁と支部についてですが、我々は岡山と広島に学校がございます。先ほどと同様に、通信が使えるということが前提ではありますが、片方が駄目になったときには、もう片方を迂回して情報収集や情報発信ができるような回線の仕組みをとっております。人的なサポートはなかなかできていないんですが、物的なところで何か補えるものがあるといいなということで、回線の冗長化をしております。

3つ目、情報発信と避難誘導なんですけど、こちらにも発電機がないので、校内放送がどこまで使えるのかなとは思いました。バッテリーを積んでいるので、時間的にはある程度は問題ないんですが、例えば、放送室に入れなかったときにどうするのかという問題もありますので、各教室にインターホンを入れて、そのインターホンから緊急放送ができるような仕組みを組んでいます。仮に1階の放送室が潰れたとき、荷物等入れないとき、もしくは人がたどり着けないときには、別のところからでも情報発信ができるような仕組みを作ろうということです。これは、もともと防災のためではなく、不審者が入ってきたときに緊急で伝えるためにあるものではありますが、今日見学させていただいて、そういうふうにも使えるのかなと思ったところでございます。

#### 委員長

それでは続いて、今度はF委員、お願いします。

#### F委員

我々は25の地区ブロックに分かれ、それぞれで活動していますので、情報交換というのはなかなかできません。また、我々の組織には930名ほど所属していますが、個人的なつながりがない限り各々の状況は分からない状態です。

各ブロックを取りまとめる組織はありますが、あくまで活動を取りまとめているだけでして、我々に対し指導権はなく、保護司の活動について他機関との調整や橋渡しをするようなイメージをもっていただければと思います。

また、私たちは、処遇対象者に限られた時間内で対応します。短ければ1か月、長ければ数年間という限られた時間しか対応はできません。その点で、普通のBCPとは少し違うと思います。

もう一つは、処遇者の資料についてです。この資料をいかに守るかが重要です。

保護観察が済むと、その資料は全部観察所に返し、一切残しません。返してしまえば我々のところから手が離れるんですが、もし観察してる人がいるときに災害が起きたら、その資料をどうするかというのは、これから検討していかなければいけない点かと思います。今日、皆さんの御意見をお聞かせていただいて、一つのテーマができたなと思っています。

#### 委員長

特に、対象者の方との関わりの期間の中で、こういう災害が起こったら、このようにして連絡を取りましょうというような取決めやルールがあるわけではないということですね。

#### F委員

本当に個々の問題です。個人的なつながりといっても、例えばLINEをすとか、電話連絡すとか、そういうことしかできません。

災害に遭ったら、大丈夫か声はかけるけれども、それ以上のことは私たちは手が出せません。ある一定の部分から先へは手は出せない。そういう世界観で、ちょっと普通の組織とは違います。

#### 委員長

G委員、お願いします。

#### G委員

うちの場合は非常に小規模ですので、災害時の情報収集については、ほぼ対策はしていないという状況であり、特に言うことはないです。

弁護士会では、災害対策委員会という組織がありまして、BCP等様々な検討をしているかとは思いますが、やはり裁判所であるとか、一般の企業等と比較しますと、互助団体でございますので、そこまで完璧な対策ができていないのかなという状況です。

委員長

H委員、いかがでしょうか。

H委員

私も地元の事務所に所属している立場ではあるんですが、人数が少ないので、G委員さんと同じ状況です。

弁護士会につきましては、大義の災害対策判断というのはあるんですが、大分前に作られており、内容がアップデートされないまま今に至っている状況です。

災害発生時には、会長が災害対策の本部長として本部を立ち上げ、充て職の人が委員になるような形で作られています。

会員、職員の安否確認については、適宜の方法で行うということになっています。

備蓄品等につきましては、災害対策マニュアルを改めて確認すると、弁護士会館は避難場所には想定されておらず、隣の後楽館中学校・高校が避難場所となっているので、適宜、会長や副会長の指示で避難誘導をして避難を完了し、職員や入館者の安全を図るということになっております。

弁護士会の特色としては、災害が発生すると、被災者の法律相談等、逆に業務が増えてくるという部分がありますので、法律相談センターはその部分は覚悟しながら災害に備えるという側面があります。

そのほか災害に関連したお話としましては、私が所属している刑事委員会のお話

ができるかと思います。「法テラス」という組織が国選弁護人の配てん等をしてい  
ますが、例えば災害発生でそこが潰れてしまったときは、代わりに刑事委員会の正  
副委員長が代わりにできるように協定を結んだりしています。あとは、災害時に想  
定している業務としては、道路等が潰れて交通網が麻痺し、逮捕勾留された方の接  
見に行けなくなってしまうので、そういった場所には留置しないでくださいと  
県警や警察署に申し入れるということも想定されるので、各委員会で色々と検討し  
ています。

## 委員長

では、I 委員、いかがでしょうか。

## I 委員

検察庁も裁判所と同じような性格の組織でございますので、今日裁判所からいろ  
いろ御紹介いただいた内容とほぼ同じという印象でございます。

災害が起きたときの情報収集や、安否の確認の方法等も、ほぼ同じような形で対  
応している状況です。

また、執務中に災害が起きた場合の対応については、年に何回か避難訓練を実施  
しており、実際に消火活動をする人間、避難誘導する人間等の役割が決められてお  
りまして、いざとなればその役割に沿って対応することになります。

裁判所と違うのは、庁舎利用者について、一般の方が傍聴に来ることはないとい  
うことです。検察庁の場合は、基本的に呼ばれた人しか来ないという組織で、必ず  
1回受付をしますので、誰が庁舎内にいるのか分からないということにはなりません。  
そういう意味では人の把握はしやすいと思っています。気を遣っているのは、  
逮捕勾留中の被疑者がいるということで、万が一、そういう者の逃亡等があったら  
大変な問題になりますし、他方で、火災等があった場合に、確実に避難させなけれ  
ばならないので、警察とも連携をしながら対応することとなります。

委員長

ありがとうございます。

人間の安全も非常に大事だと思うのですが、検察の場合は、証拠品などを保管されてると思うのですが、この点はどのように気を遣ってらっしゃるんですか。

I 委員

証拠品や記録も当所にはたくさんありまして、やはり水害を想定して高い位置に置くということと、「止水板」といいまして、水があふれたときに止められるようなものを持っておりまして、記録が水に濡れないように対応を取っております。

委員長

ここまで様々な業種の話をお聞きしましたが、裁判所で、例えばその裁判中に地震が起きたというような御経験とかもあったら、ぜひ御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

J 委員

そういう経験はございません。

正直申し上げて、今日初めてチェック項目を見まして、もうちょっと意識を深めないといけないと思ったところでございます。

委員長

ありがとうございます。

K 委員さん、いかがでしょうか。

K 委員

私も幸いにして実際に災害に遭ったことはありませんが、基本的にいつ災害が起こるかは分かりませんので、例えば「傍聴されている方に対しては安全なタイミングで声掛けしましょう」ですとか、「事件については、とにかく休廷をする、あるいは閉廷をするという判断をしましょう」という声掛けはしていて、なるべく年に1回は確認はしているような状況です。

## 委員長

先ほど、裁判所の安否確認を必要とする要件について、震度6弱とお聞きしたので、すごく結構基準が上だなと思いました。県庁はどうしているかということ、L委員、お願いします。

## L委員

県全体のお話ということですが、県組織全体については、県災害対策本部により、情報流通等はしっかりできています。

私は以前、県庁舎の耐震化と庁舎管理の部署におりました。裁判所と共通する部分もあるかと思われまますので、そのときの経験を踏まえて、裁判所の課題ではないかと思われる部分についてお話しさせていただけたらと思います。

県庁舎の御紹介なんですけど、本庁舎は昭和32年に建てられたもので、今年の3月に耐震工事が完成しまして、震度6強に耐えられるものになりました。

ほかに、エネルギー棟を新しく県庁の中庭の辺りに建てたのですが、電力発電設備等の地下にあったものを、強度の高いビルの上に上げ、浸水等に耐え得るようにもしております。

裁判所の非常用電源を先ほど見せていただきましたが、県庁の非常用発電設備は、新たに72時間以上稼働できるものを整備しました。

それから、通信回線は、もともと防災情報ネットワークがありまして、その辺りは今回の改修とは関係なく整備されています。

これらの改修等により、震度6が起きても本庁で災対本部が機能するような形になっておりますが、万が一のときには、県立図書館等の代替施設を想定しております。

職員の安否確認についても、BCPにより、各所属で職員のほうから連絡をとるという形です。基本的には携帯電話での報告ですけれども、先ほどの御意見でもあったとおり、通信回線については、基地局が壊れたり、アクセス集中によってつながりにくくなるといったことが、これまで他県の震災でも起きていますので、例えば災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板web171等も使ってということになります。

あと、備蓄品等も見せていただいたんですけれども、県庁のほうでも、飲料水、食料、携帯トイレ等について、職員3日分を備えております。水について少し補足しますと、水道の復旧ってなかなか難しいところもあると思いますので、受水槽には、200立米を備えております。

ひとつ問題なのは、県庁周辺の下水管に未耐震の部分が多く、破損したら復旧までにおそらく相当な日数がかかるということで、この点につきましては、本庁舎の敷地内にマンホールトイレを整備しました。

普通は下水管に直結して流すものですが、下水管そのものが壊れたらもう流れないので、県庁舎内の汚水枡を使って、そこに貯留するような形のものを整備しました。200キロリットルということで、恐らく半月以上は大丈夫かと思われまます。東日本大震災でもトイレが一番困ったということだったので、併せて専用テントも10セット整備しております。

あと、帰宅困難者の対応も、課題だと考えております。昼間に災害が起きれば、県庁舎には多くの方が来られているでしょうし、また、県庁は避難所には指定されてはならず、BCPでも最寄りの避難所へ避難を促すということにはなっていますが、実際に大震災が起きたら、県庁舎内にとどまって何日間か過ごすということも想定されるので、その辺りも検討をしているところです。

まとめますと、先ほどの帰宅困難者のお話についていえば、備蓄の問題があります。そして、裁判所も同様に、多様な年代、性別、障害をお持ちの方がいらっしゃるのです。そういった方々にどういった配慮が要るのか、ここまで考えていく必要があるのかなと思っております。

あと、ハード的なところでは、庁舎内の電気とか電話とかネット回線が寸断されたときに、どう対応するのかといったところにも、課題があります。県庁舎内には技術者がおりますので、その職員で対応できればいいんですけども、できない場合にどうするのか。おそらく業者も大震災のときには来ないですね。その辺りについては、裁判所はどうなのかなと気にかかるところです。

もう一つ、大震災が起きたときに、建物は大丈夫だけど、職員や来庁者が、上から物が落ちたり、階段から落ちたりして怪我をするということが、恐らく頻発するんじゃないかなと思います。そのときの応急処置等について、どうするのか。県庁舎では、医師・看護師がいるので、その職員が対応することはできます。裁判所は済生会病院が意外と近いですが、救急車も来れない可能性もあります。そういった際の応急対応について、既に考えられておられる点かもしれませんが、どうなのかが気になりました。

#### 委員長

今、L委員にお話しいただいた内容で、平時に検討・準備しておくことを、カバーしていただいたのではないかと思います。

私どもの学校でいくと、職員の安否の確認については、県内外で4以上の震度を観測したら全員の確認が必要なので、相当離れたところで震度4が出ると、「自分はどうするんだっけ」と言う職員は出てきます。そういう課題については、日々研修等で説明はしています。

それから、以前、避難訓練を火災の想定で実施したんですが、訓練で消防に電話

した際に、「今、何人学校の中にいますか」と聞かれて、「そういえば、把握できていないな」と気付きました。出席数であるとか、職員数をその場で瞬時に足して回答することはできないと思います。

裁判所にもいろんな人が訪れているかと思います。地震・水害以外の場合、火災が起こったときも、庁舎内に何人いるのかは問われることになると思うので、そういう想定はしておいたほうが良いと思っています。

それから本校では、今年、いわゆる抜き打ちの避難訓練を行い、非常にたくさんの課題が出ていました。

本校には裏山がありますので、そこが土砂崩れを起こしたという想定で実施したのですが、「じゃあ私頑張っ外に行ってきます」と言って出た教員は、想定では土砂の中を突っ切って行ってるというような状況でした。生徒はやはり緊張感が無い。そこを、どうするかということも課題として出てきました。平時で検討・準備しておくことの一番は、避難訓練をどれぐらいリアルに、真剣にやるかだと思います。

また、バッテリー等について、見学時に非常電源を動かしていないとおっしゃられたんですが、本当に動くのか一度はテストしてみたほうがよいのではないかなと思いました。

それ以外に、皆さんで何かここは気をつけておいた方が良いという御意見等があれば、いただければと思います。

## B 委員

今の委員長のお話にもあったのですが、いかに訓練を真剣にやるかですね。これについては、我々も非常に気にしています。

裁判所が今やっている訓練を実際に見たわけじゃないので分かりませんが、いわゆる避難訓練とか、備蓄品の確認だとか、そういったことはされてると思います。ただ、資料の現状 4 「災害発生前後の庁舎利用者への情報発信」で書いてある部分、

ここについての訓練というのが、実は一番できてないと思います。いわゆる上層部の人の訓練ですね。説明の中に、「判断」っていっぱい出てきたと思うんですが、実際に判断するという事は、普段から想定していないとできません。

じゃあどういう訓練をするのかというと、我々がやってるのは、委員長がおっしゃったように、完全なシナリオを書かずに訓練するというものです。正確には、一応大きな流れを決め、ある程度のシナリオも作ってるんですが、上層部の人にはシナリオを伝えないんです。状況付与をして、いろいろなところから様々な情報が入ってくる中で、どう判断するか、という訓練です。

この訓練は、事務局はすごく大変なんです。ただ、このような訓練をしていないと、結局は現場が全体としてうまく指示命令系統を取るという動きになかなかならないということで、10年ぐらい前から、以前のいわゆるテンプレの避難訓練に加えて、このような訓練をしています。これによって、以前は「避難訓練やっとな」と見てただけだった人たちの訓練をするということです。その人たちをいかに困らせるかというのが、事務局の難しいところですが、そういう訓練を真剣にやっています。

発災して、半日くらいの中に何が起こるだろうということを、事務局はある程度シナリオに書いており、周りの人も、何人かサクラがいたりとかする。その中で、訓練参加者たちは何も知らないところに急に電話が入ってきたりとか、「こんなことが起こってますよ」と情報が入ってきます。そうなったときに、どういう判断をしないといけないのかについて気付きがあったりとか、「これはやっぱりこういう態勢は駄目だろう」というような議論に発展するので、この訓練は非常に大切かなと思っています。

その辺の訓練のやり方も、ちょっと工夫されるといいんじゃないかなと思います。

## K委員

貴重な御意見ありがとうございます。裁判所で何かあれば、所長として私が判断

しなければいけないことが多々あるということもありまして、ぜひ何か訓練したいと思えます。

実は、ちょっと別のところで、私が割と責任者の立場で訓練をしたことがあるんです。火災を想定して、どこが被害を受けたのかということについて、どう情報が入ってくるのか訓練してみたんです。やってみたら、「多分これが実際の災害だったら死人が出たかもしれないな」と思いました。要するに、情報にあった「階段」というのがどこの階段なのか、情報に混乱があったんです。実際にやってみたことで、「じゃあその階段の伝え方について、ちょっと工夫しようか」などという議論にもなりました。やはりここ岡山でも、何かそういうことが起きるんじゃないか、実際に訓練でやってみないと分かりませんよね。大変参考になりました。どうもありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。

G委員

すいません、2点だけ質問させてください。

まず、資料の保全について他の委員から御指摘がありましたが、今後mintsの導入であるとか、刑事訴訟についても電子化が進んでいく中で、電子化された裁判資料の保全について、外部のサーバーであるとか、クラウドとか、そういったものはどうしていくのか気になっています。もう地裁だけで決められる話ではなく、最高裁の予算の話にもつながってしまうかもしれないですけど、地元の弁護士としては、気になるところです。

もう1点が、もう既に検討済みであろうとは思いますが、身体拘束された被疑者・被告人についてです。勾留質問待ちや公判待ちの方が、裁判所内にいらっしやる状況で発災したときに、どのように対応するのか。これはもう検察庁や、拘

置所、警察署、いろんな組織との協働が必要になってくると思うので、その辺りは何かマニュアルみたいなものを共有されているのか気になりました。

#### 事務担当者

まず、電子化された記録の関係でございますが、岡山にはサーバーはございません。センターサーバーでございますので、我々がどうこうできるという話ではないので、その点は御理解いただければと思います。

それから、被疑者や被告人の身柄の関係ですけれども、以前、私が岡山で刑事担当の職員として勤務していたときに、拘置所の方や県警の方々と一緒に、地震が起きたという想定で、避難訓練をやったことがございます。

ただ、それ以上の点につきましては、確認が必要ですので、この場での回答はいたしかねますので、御了承ください。

(別紙第3)

**【次回のテーマに関する意見交換】**

委員長

本日のテーマの議論は尽くせたということで良いでしょうか。

では、次回は新しいテーマに移りたいと思いますが、委員の方でテーマについて御提案がある方はいらっしゃいますか。

裁判所からは、「オフィス環境のDXについて」を取り上げてはどうかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次回は「オフィス環境のDXについて」をテーマとしたいと思います。